

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月22日
【報告者の氏名又は名称】	楽天株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都品川区東品川4丁目12番3号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-6387-1111
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 最高財務責任者 山田 善久
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	楽天株式会社 (東京都品川区東品川4丁目12番3号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、楽天株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、スタイライフ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注9) 本書中の「株券等」とは、株式等についての権利を指します。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

スタイライフ株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

(1)平成17年3月10日開催の対象者臨時株主総会特別決議及び平成17年3月16日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権

(2)平成17年9月28日開催の対象者臨時株主総会特別決議及び平成17年10月14日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権(以下、上記(1)及び(2)を総称して、「本新株予約権」といいます。)

(3) 【公開買付期間】

平成25年2月5日(火曜日)から平成25年3月21日(木曜日)まで(31営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本書提出に係る公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)においては、買付予定の株券等の数に上限及び下限は設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年3月22日に株式会社大阪証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	13,401(株)	13,401(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	13,401	13,401
(潜在株券等の数の合計)		()

(4)【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	20,383
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)	21,483
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d) / (g+ (b-c) + (e-f)) × 100) (%)	93.23

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(g)」は、対象者が平成25年2月13日に提出した第13期第3四半期報告書(以下、「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成24年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(a)本四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(21,483株)に係る議決権の数(21,483個)に、(b)(i)対象者が平成24年6月29日に提出した第12期有価証券報告書に記載された平成24年3月31日現在の本新株予約権の数(401個)に、(ii)平成24年3月31日から平成24年9月30日までの間の変更(対象者によれば、平成24年3月31日から平成24年9月30日までに、本新株予約権は22個消滅しているとのことです。)を反映した本新株予約権の数(379個)の目的となる対象者普通株式数(379株)に係る議決権の数(379個)を加えて、分母を21,862個として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5)【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。